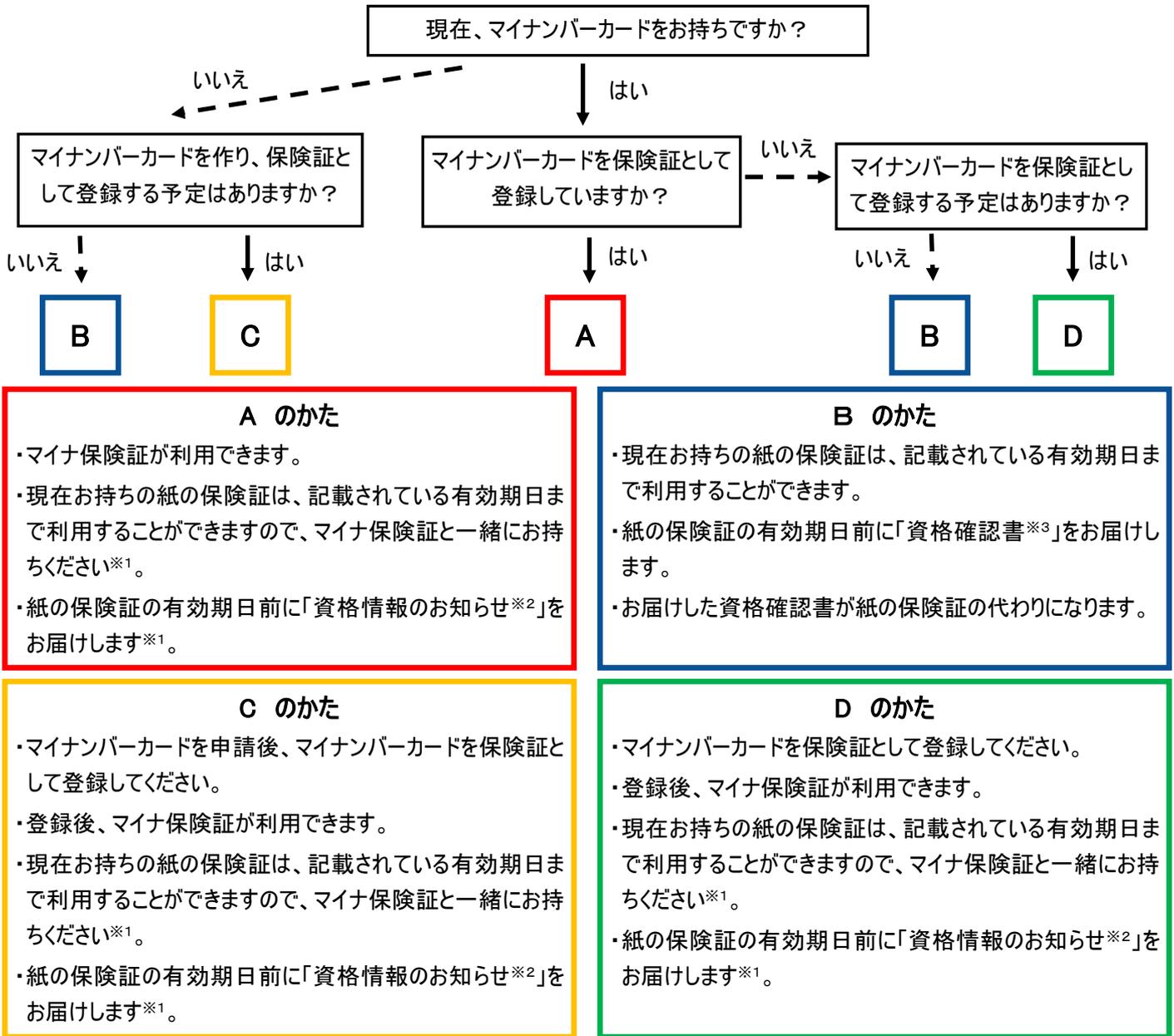


よくわかる！ これからの流れ



12月2日以降の保険証はどうなるの？
何が必要になるのか見てみよう！



※1 マイナ保険証が使えない医療機関等にかかる場合は、今まで通り窓口での提示が必要です。

※2 「資格情報のお知らせ」は、氏名や保険者名等が記載された書面で、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合にマイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

※3 「資格確認書」は、紙の保険証とほぼ同じ大きさで、氏名や保険者名等が記載されています。紙の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで保険診療を受けることができます。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①市役所(戸籍住民課)での申請
- ②オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
- ③郵送による申請
- ④まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う